

(1) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和3年度鳥取県一般会計補正予算（第3号）について、次のとおり専決処分をする。

令和3年7月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

令和3年度鳥取県一般会計補正予算（第3号）

令和3年度鳥取県の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,034,035千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ371,690,442千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 分担金及び負担金		千円 721,798	千円 1,000	千円 722,798
	2 負 担 金	692,873	1,000	693,873
9 国庫支出金		71,528,674	1,304,179	72,832,853
	1 国庫負担金	15,631,980	827,132	16,459,112
	2 国庫補助金	54,559,539	477,047	55,036,586
13 繰 越 金		2,603,781	256,856	2,860,637
	1 繰 越 金	2,603,781	256,856	2,860,637
15 県 債		43,825,000	472,000	44,297,000
	1 県 債	43,825,000	472,000	44,297,000
歳 入 合 計		369,656,407	2,034,035	371,690,442

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		千円 33,391,985	千円 20,000	千円 33,411,985
	1 総 務 管 理 費	16,145,542	20,000	16,165,542
3 民 生 費		50,943,612	13,445	50,957,057
	4 災 害 救 助 費	5,028	13,445	18,473
6 農 林 水 産 業 費		24,206,125	203,900	24,410,025
	1 農 業 費	5,549,703	48,900	5,598,603
	2 畜 産 業 費	1,856,438	20,000	1,876,438
	3 農 地 費	6,543,772	30,000	6,573,772
	4 林 業 費	8,142,098	102,000	8,244,098
	5 水 産 業 費	2,114,114	3,000	2,117,114
7 商 工 費		18,721,527	95,073	18,816,600
	1 商 業 費	8,104,995	41,073	8,146,068
	3 観 光 費	2,929,371	54,000	2,983,371
8 土 木 費		48,516,853	50,000	48,566,853
	3 河 川 海 岸 費	13,033,634	45,000	13,078,634
	4 港 湾 費	3,800,017	5,000	3,805,017
11 災 害 復 旧 費		5,147,473	1,651,617	6,799,090
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	1,575,460	651,617	2,227,077
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	3,572,013	1,000,000	4,572,013
歳 出 合 計		369,656,407	2,034,035	371,690,442

第2表 地方債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の 方 法	利率	償還の 方 法	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法
治 山 費	千円 655,000				千円 705,000			
砂 防 費	2,407,000				2,416,000			
林 道 施 設 災 害 復 旧 費	17,000				20,000			
治 山 施 設 災 害 復 旧 費	66,000				143,000			
建設災害復旧費	1,183,000				1,516,000			

ただし、各目的ごとの起債の額の合計は、歳入予算で定める県債の額を超えないものとする。